〔立会依頼〕

- 立会希望日の数日前までに書面で立会依頼（監督員との調整）をする。
  ※工程に余裕を持って事前に調整を行う
- 各種検収、施工状況（不可視部分は全て）
  - 機器検収
    ※ポンプ、冷暖房機器、換気機器、受水槽、高架水槽、ろ過機、給湯器　等
  - 材料検収
    ※管材、ダクト材、桝、弁、排水器具、衛生器具　等
  - スリーブ立会
  - 施工状況立会（しゅん工時に不可視部分となる箇所は全て）
    ※埋設配管（保護砂を被せる前）、隠蔽部、保温前の設備（配管、ダクト）　等
  - 配筋検査
    ※有筋コンクリート工事を行う場合は、原則、配筋検査を行う。
  - **その他　立会が必要と思われるもの**
    ※立会の要否は、監督員が判断するため、週間工程表等で監督員と施工予定について事前に調整する。

※　やむを得ず監督員が立ち会えない時、監督員の指示により主任技術者が代行や立会の省略をする場合があるが、監督員が判断する。受注者が立会を省略してよいと言う判断はしてはならない。

〔廃棄物処理〕

- 次のことに注意すると共に、**廃掃法等の関係法令および豊橋市リサイクルガイドライン実施要綱を遵守**して廃棄物の処理を行う。
  - 「積替え、保管を除く」となっている収集運搬業許可業者で積替えを行わない。当該業者への自社運搬持込みも行わない。（自社運搬は排出場所から処理場へ直行）
  - 特殊な場合を除き、廃棄物発生場所から、中間処理事業場までは直送する。（廃棄物発生場所以外での仮置き、保管は、積替保管の許可が必要である。）
- マニフェストの“整理番号”とマニフェスト管理台帳の“整理番号”欄は同じ数字記号を記入する。

〔その他〕

- 地元、関連工事、関係施設（機関）との調整およびその報告。
- 過積載の防止。
- 製品、部品、材料の品質、形状、寸法、性能、機能を確保し、試験成績書、品質証明書、材料検査成績書などの書類を整備。
  （例：高架水槽、受水槽、ろ過機等の工場製作品材料のミルシートを提出）
- 酸欠等危険を伴う作業については、“酸素欠乏危険作業主任者”または“酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者”を配置し十分な安全対策を講じると共に、酸素及び硫化水素濃度は暫時測定し記録すると共にしゅん工図書に添付することとする。
- **グリーン購入法適合品**の有無を確認し、納入する製品について、やむを得ない場合を除き適合品を納入する。